



浜岡原子力発電所の組織改定に伴う 原子炉施設保安規定の変更について

2022年2月17日
中部電力株式会社

発電所の「ガバナンス機能の強化」の観点から、組織管理規程上の発電所の筆頭部署である安全品質保証部に発電所の総括業務を担う危機管理部の総括管理課を統合（観点①）するとともに、「専門組織化」の観点から、組織横断的な保安活動を展開する部署を集約（観点②）、放射性廃棄物管理業務を集約（観点③）、構成管理に係るエンジニアリング業務と保修業務をそれぞれ集約（観点④）するなど、発電所組織の再編及び業務分掌の見直しを実施する。

（組織の統廃合を行う部）

総括・品質保証部（変更：（現）安全品質保証部）（観点①）

運営基盤部（変更：（現）危機管理部）（観点②）

発電部（観点③）

エンジニアリング部（新設）（観点④）

保修部（観点④）

廃止措置部（観点③）

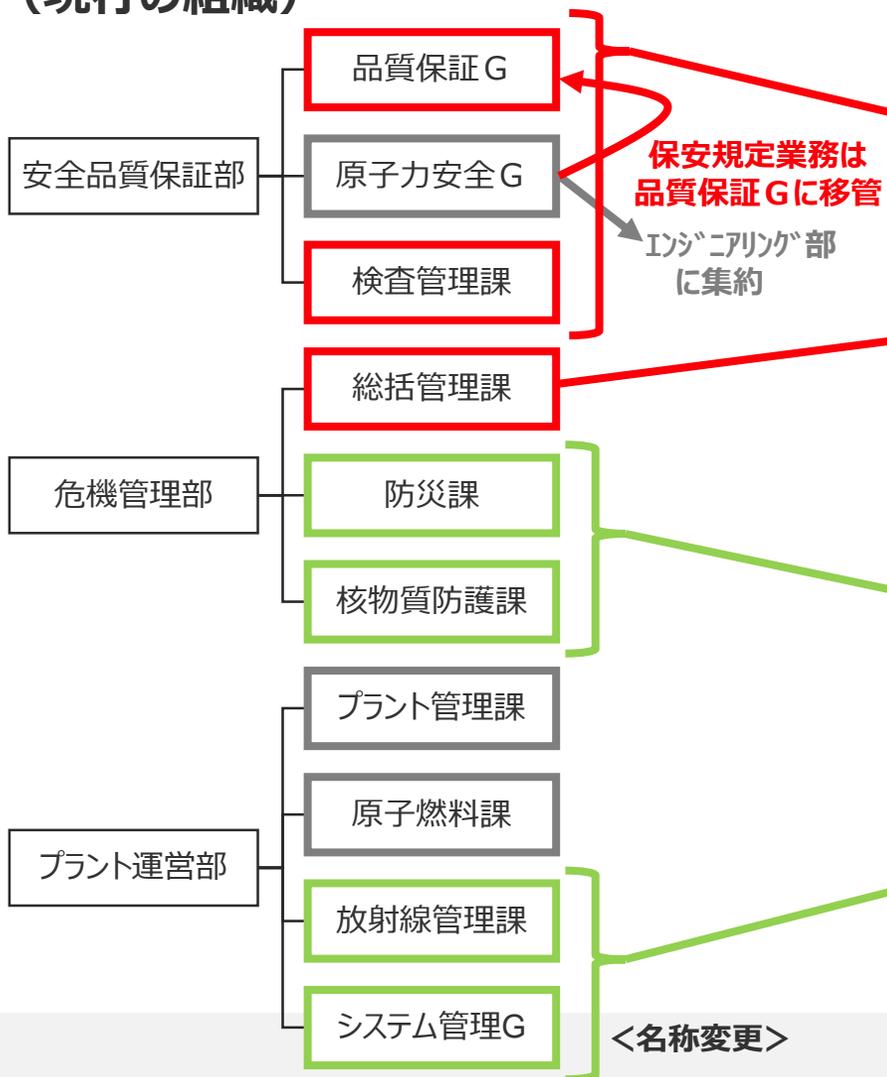
（組織の統廃合の見直しを実施しない部）

総務部、土木建築部、原子力研修センター

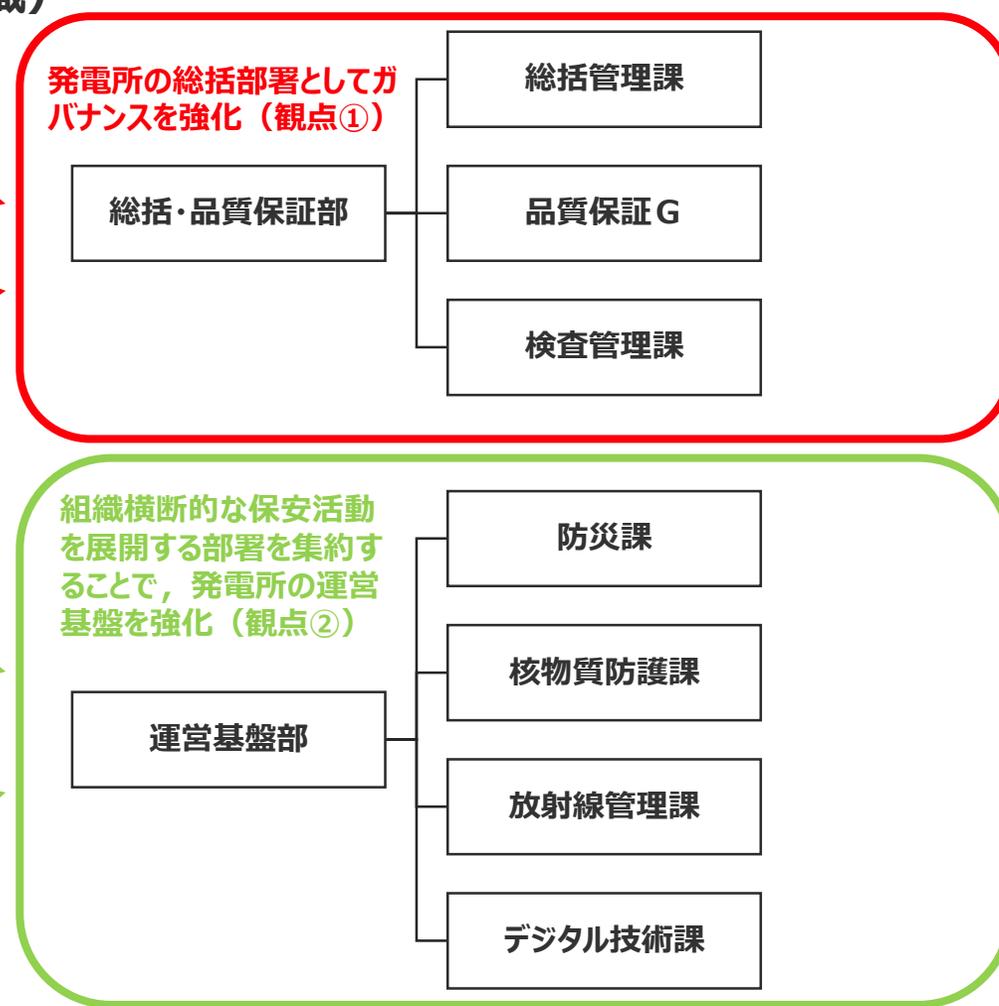
保安に関する組織の変更（総括／運営基盤）

■ 組織改定は以下のとおり。

（現行の組織）

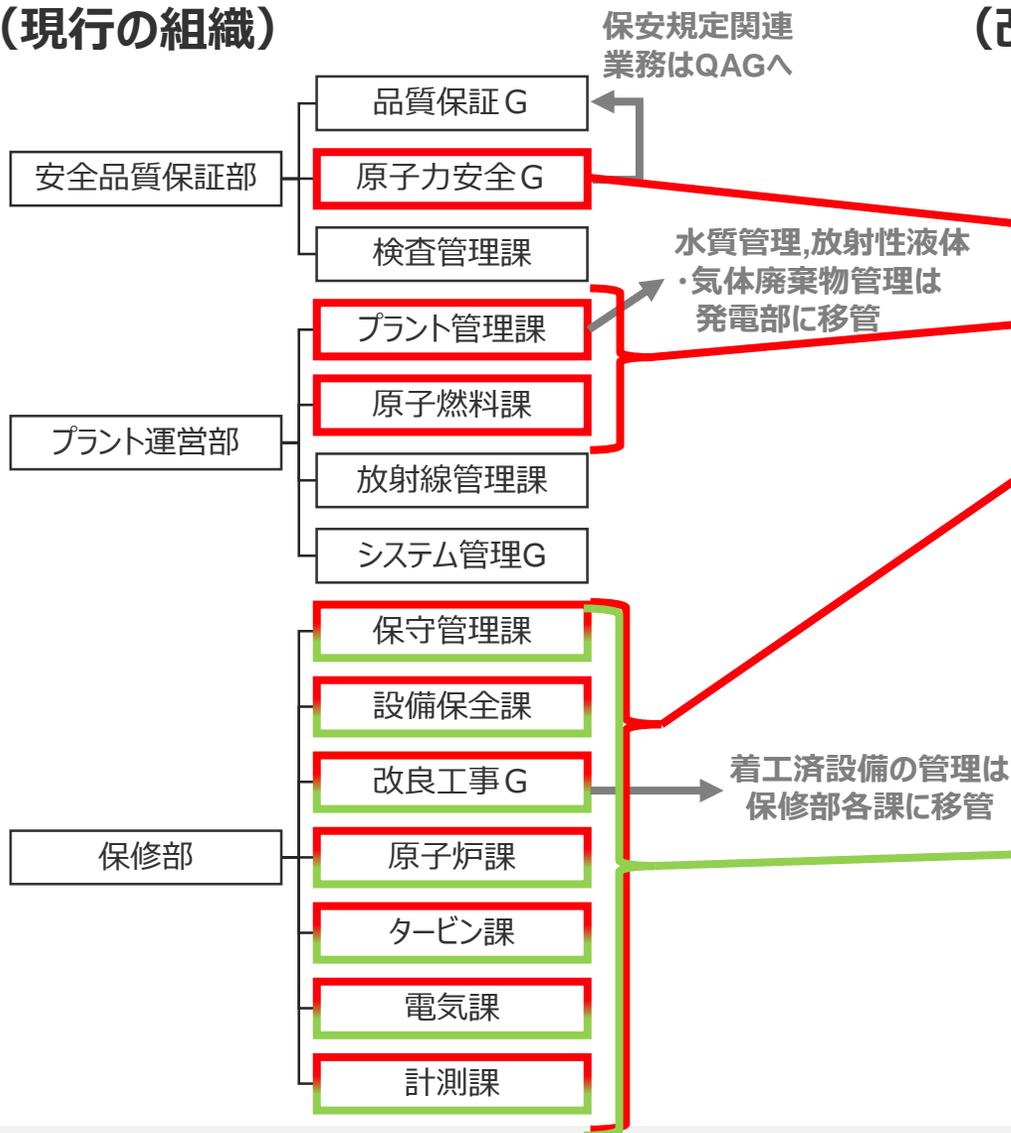


（改定後の組織）

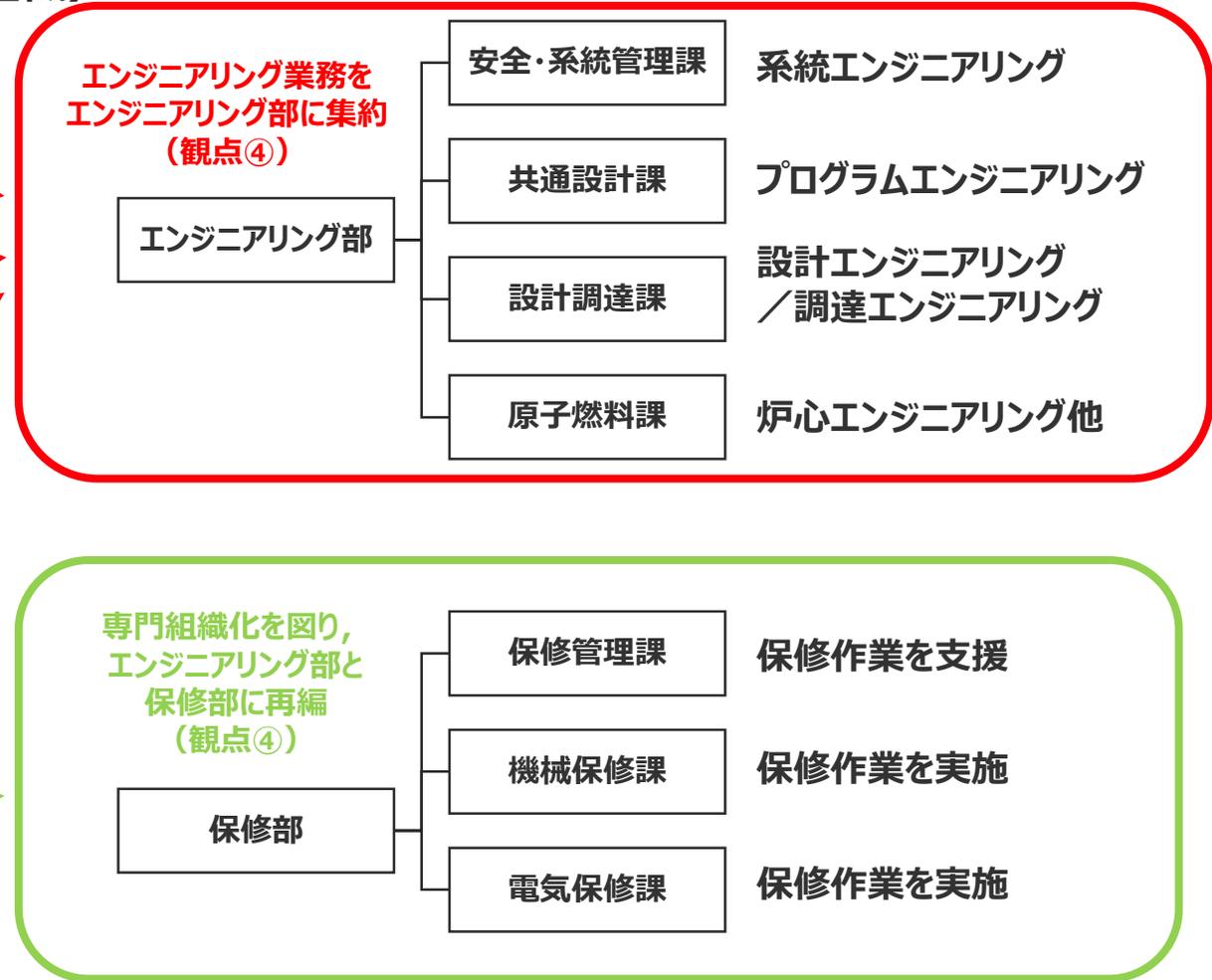


保安に関する組織の変更（エンジニアリング／保守）

（現行の組織）

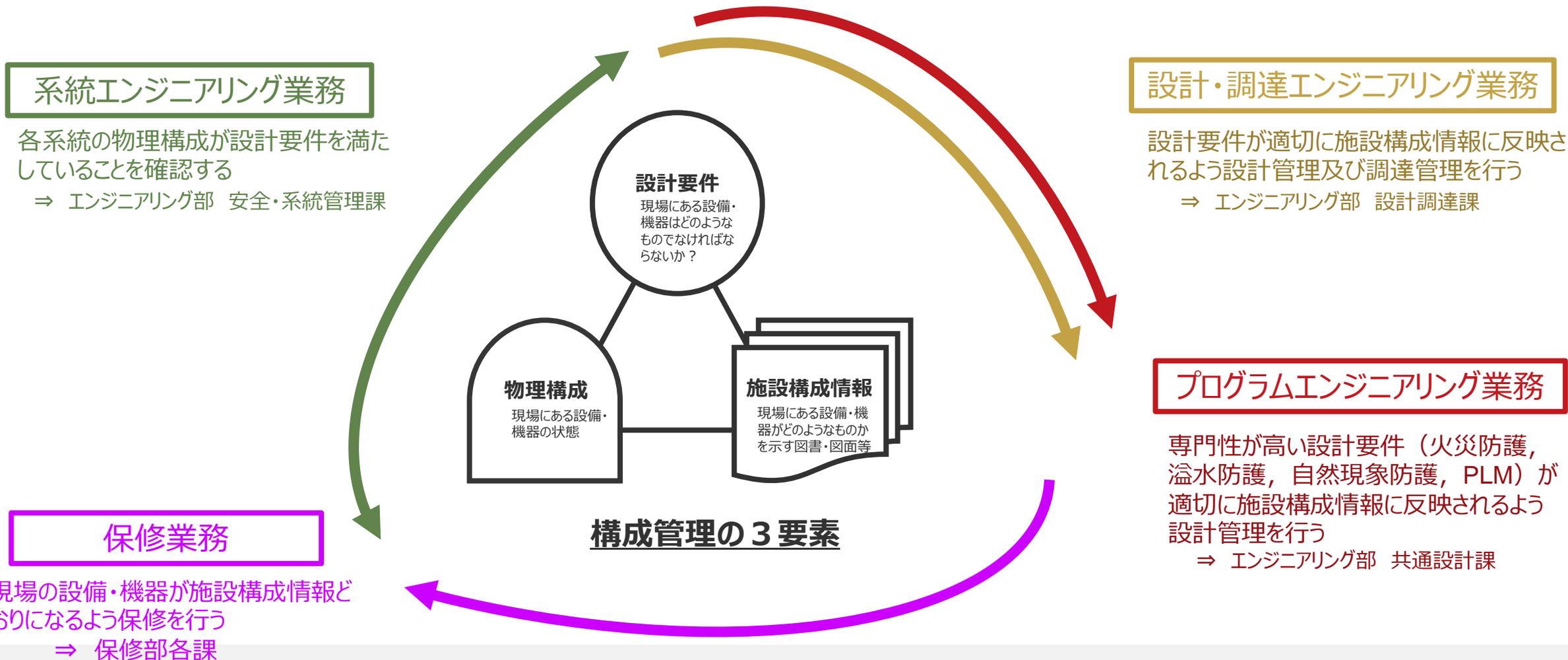


（改定後の組織）



(補足1) エンジニアリング業務と保修業務の基本的な考え方

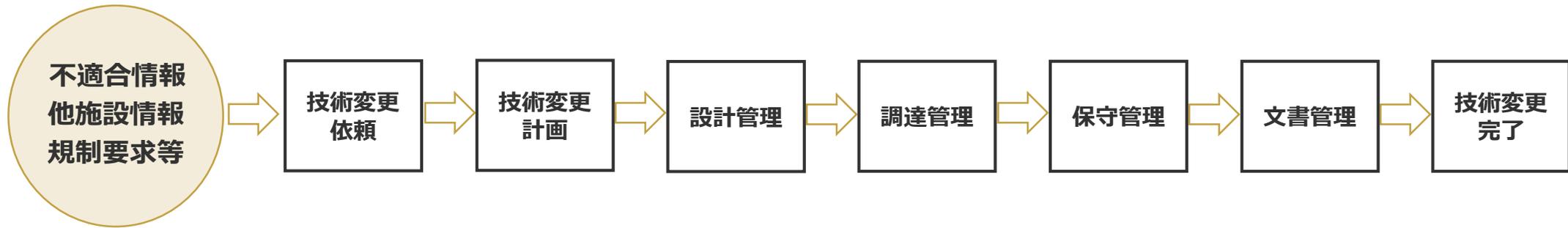
構成管理の3要素を整合させるプロセスを、3種類のエンジニアリング業務と保修業務に分類し、それぞれ専門化した組織を設置



(補足2) エンジニアリング業務と保修業務の専門組織化によるメリット

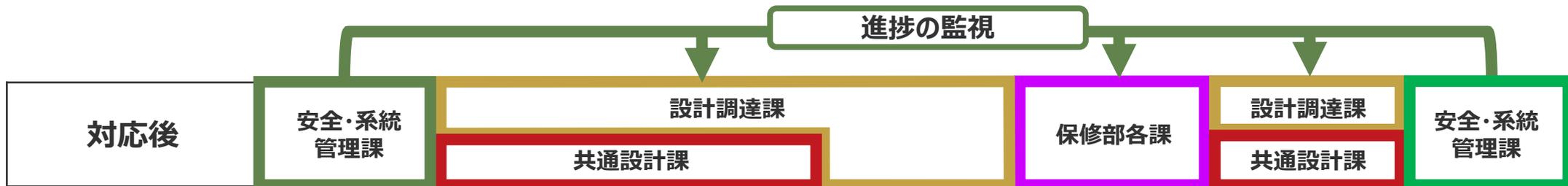
■これまで保修部が広く担当していた構成管理のプロセスを、それぞれ専門性が高い部署が担当することになる

(例) 設計変更のプロセス



プロセス毎の担当部署

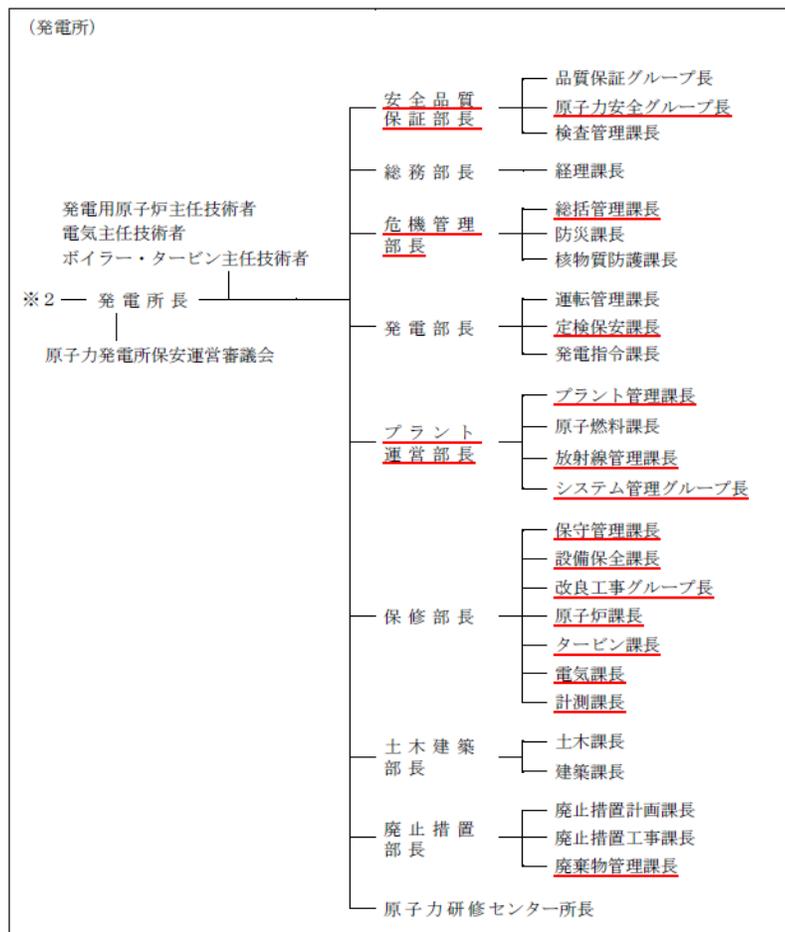
現状	プラント 管理課	設計担当部署 (主に保修部)	調達主管部署 (主に保修部)	保守管理部署 (主に保修部)	図面管理部署 (主に保修部)	プラント 管理課
----	-------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------



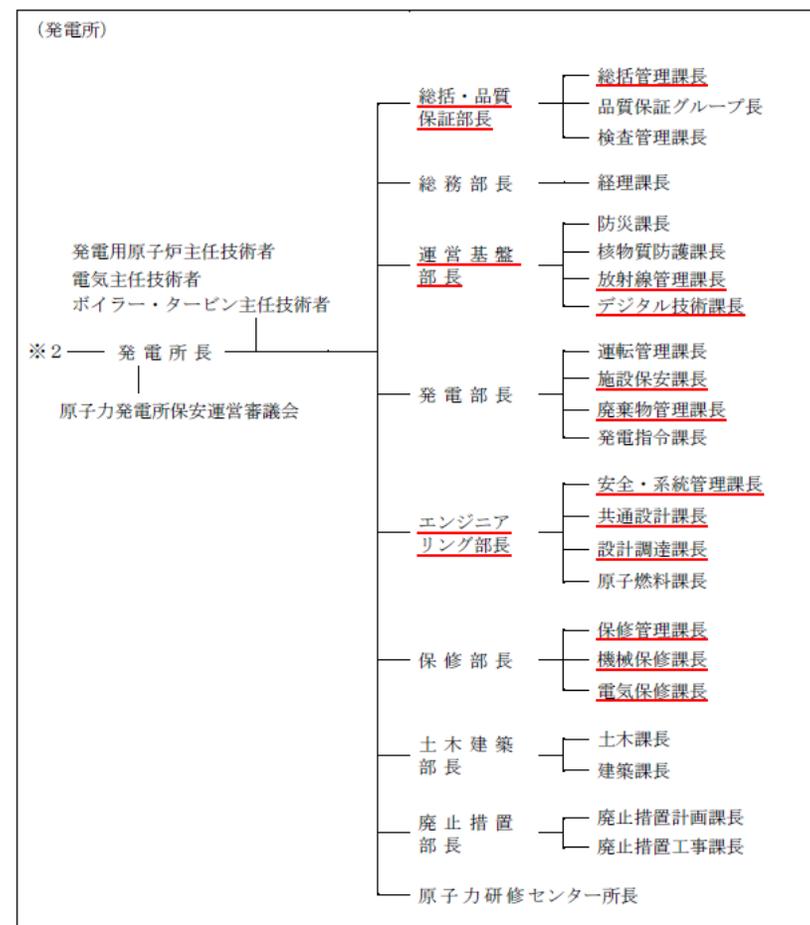
保安に関する組織の変更（保安規定第1編第4条および第2編第4条）

■ スライド2～7の考え方に則り、保安規定第1編第4条および第2編第4条を変更する。

(変更前)



(変更後)



保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

■ スライド2～7の考え方に則り、保安規定第1編第5条および第2編第5条を変更する。

（変更前）

総括管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・緊急事態発生時の対応に関する業務
- ・運営の総括に関する業務

品質保証グループ長

- 【第1編および第2編】
- ・品質保証活動の総括に関する業務

検査管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・保安管理に関する業務
- ・使用前事業者検査等の総括に関する業務

経理課長

- 【第1編】
- ・調達に関する業務
- 【第2編】
- ・廃止措置に係る調達に関する業務

（変更後）

総括・品質保証部

総括管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・緊急事態発生時の対応に関する業務
- ・運営の総括に関する業務

品質保証グループ長

- 【第1編および第2編】
- ・品質保証活動の総括に関する業務

検査管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・保安管理に関する業務
- ・使用前事業者検査等の総括に関する業務

経理課長

- 【第1編】
- ・調達に関する業務
- 【第2編】
- ・廃止措置に係る調達に関する業務

総務部

保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

（変更前）

防災課長

- 【第1編および第2編】
- ・原子力防災対策に関する業務
- ・防火管理に関する業務

核物質防護課長

- 【第1編および第2編】
- ・周辺監視区域の管理に関する業務
- ・管理区域への立入許可に関する業務
- 【第1編】
- ・保全区域の管理に関する業務

放射線管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・放射線管理（管理区域への立入許可業務を除く。）に関する業務

システム管理グループ長（名称変更）

- 【第1編】
- ・原子炉施設の計算機システムの施設管理（設備保全課長及び計測課長が所管する業務を除く。）に関する業務
- 【第2編】
- ・原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務

（変更後）

運営基盤部

防災課長

- 【第1編および第2編】
- ・原子力防災対策に関する業務
- ・防火管理に関する業務

核物質防護課長

- 【第1編および第2編】
- ・周辺監視区域の管理に関する業務
- ・管理区域への立入許可に関する業務
- 【第1編】
- ・保全区域の管理に関する業務

放射線管理課長

- 【第1編および第2編】
- ・放射線管理（管理区域への立入許可業務を除く。）に関する業務

デジタル技術課長（名称変更）

- 【第1編】
- ・原子炉施設の計算機システムの施設管理（電気保修課長が所管する業務を除く。）に関する業務
- 【第2編】
- ・原子炉施設の計算機システムの施設管理に関する業務

保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

（変更前）

運転管理課長

【第1編】
・原子炉施設の運転の総括（定検保安課長及び廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務

定検保安課長（名称変更）

【第1編】
・原子炉施設の 定検作業 における発電の運営及び工程管理に関する業務

定検作業から保全作業全般に変更

発電指令課長

【第1編】
・原子炉施設の運転に関する当直業務（廃棄物管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務

廃棄物管理課長

【第1編および第2編 共通】
・放射性固体廃棄物の管理に関する業務
・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務

プラント管理課長（廃止）

【第1編および第2編 共通】
・プラント技術の総括に関する業務 → （安全・システム管理課長へ）
・化学管理に関する業務
・放射性液体廃棄物の管理に関する業務
・放射性気体廃棄物の管理に関する業務

（変更後）

発電部

運転管理課長

【第1編】
・原子炉施設の運転の総括（施設保安課長が所管する業務を除く。）に関する業務
・化学管理に関する業務
【第2編】
・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転の総括に関する業務
・化学管理に関する業務

施設保安課長（名称変更）

【第1編】
・原子炉施設の 保全作業 における発電の運営及び工程管理に関する業務

発電指令課長

【第1編】
・原子炉施設の運転に関する当直業務に関する業務
【第2編】
・原子炉施設のうち、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する当直業務に関する業務

廃棄物管理課長

【第1編および第2編 共通】
・放射性固体廃棄物の管理に関する業務
・放射性液体廃棄物の管理に関する業務
・放射性気体廃棄物の管理に関する業務

保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

（変更前）

プラント管理課長（廃止）

【第1編および第2編 共通】

- ・プラント技術の総括に関する業務
 - ・化学管理に関する業務
 - ・放射性液体廃棄物の管理に関する業務
 - ・放射性気体廃棄物の管理に関する業務
- （運転管理課長へ）
（廃棄物管理課長へ）

原子力安全グループ長（廃止）

【第1編および第2編 共通】

- ・原子力安全の総括に関する業務

保守管理課長（廃止）

【第1編】

- ・原子炉施設の施設管理の総括（設備保全課長が所管する業務を除く。）に関する業務

保守部 各課長（廃止）

【第1編】

- ・原子炉施設のうち、各設備の施設管理に関する業務

原子燃料課長

【第1編】

- ・燃料管理に関する業務
- ・炉心管理に関する業務

【第2編】

- 放射性固体廃棄物の運搬に関する業務

（変更後）

エンジニアリング部

安全・システム管理課長（新設）

【第1編および第2編】

- ・原子力安全管理の総括に関する業務
 - ・プラント技術の総括に関する業務
- 【第1編】
- ・原子炉施設の施設管理の総括（保守管理課長が所管する業務を除く。）に関する業務

共通設計課長（新設）

【第1編】

- ・火災、溢水、自然現象に関する防護設計に関する業務
- ・高経年化技術評価の総括に関する業務

設計調達課長（新設）

【第1編】

- ・原子炉施設の設計管理及び調達管理に関する業務（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）

原子燃料課長

【第1編】

- ・燃料管理に関する業務
- ・炉心管理に関する業務

【第2編】

- 放射性固体廃棄物の運搬に関する業務

保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

保守部

(変更前)

設備保全課長（廃止）

【第1編】
・原子炉施設の保全の総括に関する業務
・原子炉施設のうち、原子炉施設の施設管理（原子炉課長、タービン課長、電気課長、計測課長、土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務

放射線管理課長

【第1編】
・放射線管理（管理区域への立入許可業務を除く。）に関する業務

保守部 各課長（廃止）

【第1編】
・原子炉施設のうち、各設備の施設管理に関する業務

放射線管理のうち、
モニタリングポスト等の設備管理を移管

(変更後)

保守管理課長（新設）

【第1編】
・原子炉施設のうち、機械設備、電気関係設備及び計測関係設備の保全の総括に関する業務

機械保守課長（新設）

【第1編】
・原子炉施設のうち、機械設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）及び保全の結果の確認・評価に関する業務

電気保守課長（新設）

【第1編】
・原子炉施設のうち、電気関係設備及び計測関係の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務
【第2編】
・放射線計測器類の管理（放射線管理課長、廃棄物管理課長及び廃止措置工事課長が所管する業務を除く。）に関する業務

保安に関する職務の変更（保安規定第1編第5条および第2編第5条）

（変更前）

土木課長

【第1編および第2編】
・原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務

建築課長

【第1編および第2編】
・原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務

廃止措置計画課長

【第2編】
・原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務

廃止措置工事課長

【第2編】
・原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務
・原子炉施設の廃止措置に係る施設運用管理の総括に関する業務
・原子炉施設の廃止措置に係る施設管理（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務

原子力研修センター所長

【第1編および第2編】
・所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務

（変更後）

土木課長

【第1編および第2編】
・原子炉施設のうち、土木関係設備の施設管理に関する業務

建築課長

【第1編および第2編】
・原子炉施設のうち、建築関係設備の施設管理に関する業務

廃止措置計画課長

【第2編】
・原子炉施設の廃止措置に係る計画の策定に関する業務

廃止措置工事課長

【第2編】
・原子炉施設の廃止措置に係る工事管理に関する業務
・原子炉施設の廃止措置に係る施設運用管理の総括に関する業務
・原子炉施設の廃止措置に係る施設管理（土木課長及び建築課長が所管する業務を除く。）に関する業務

原子力研修センター所長

【第1編および第2編】
・所員の保安教育の実施計画及び報告に関する業務

土木建築部

廃止措置部

原子力研修センター

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転に関する業務の移管に伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第12条の2（運転管理業務）、第13条（巡視点検）、 第14条（手順書の作成）、第17条（地震又は火災等発生時の対応）、 第75条（異常発生時の基本的な対応）、第98条（床、壁等の除染）		<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理課長を削除し、発電指令課長のみとする
【第1編】 第17条（地震又は火災等発生時の対応）、75条（異常発生時の基本的な対応）、 第120条（報告）		<ul style="list-style-type: none"> ・廃止措置部長を削除し、発電部長のみとする
【第1編】 第86条（放射性固体廃棄物の管理）、 第88条（放射性気体廃棄物の管理）	【第2編】 第40条（放射性固体廃棄物の管理）、 第43条（放射性気体廃棄物の管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の運転業務について廃棄物管理課長から発電指令課長へ変更 【第2編】 <ul style="list-style-type: none"> ・第43条において、運転管理課長から発電指令課長への周知事項の追加
【第1編】 第117条（所員への保安教育）	【第2編】 第73条（所員への保安教育）	【共通】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理課副長、廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者を削除 【第2編】 <ul style="list-style-type: none"> ・発電指令課長、副長、運転員A、Bを追加
【第1編】 第118条（請負会社従業員への保安教育）	【第2編】 第74条（請負会社従業員への保安教育）	【共通】 「廃棄物減容処理装置建屋に設置された共用施設の業務に関わる者」に関する記載を削除 【第1編】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理課長を削除し、運転管理課長のみとする 【第2編】 <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物管理課長を、運転管理課長に変更

○化学管理に関する業務の移管に伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第18条（水質管理）	・「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 ・運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除
【第1編】 第24条（ほう酸水注入系）	・ほう酸水濃度の確認は「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 ・運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除
【第1編】 第33条（原子炉冷却材中のよう素131濃度）	・よう素131濃度の確認は「プラント管理課長」から「運転管理課長」へ変更 ・運転管理課長自身が確認するため、結果を運転管理課長に通知する規定を削除

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○プラント技術の総括に関する業務の移管に伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第22条（制御棒のスクラム機能）	・スクラム時間の確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第24条（ほう酸水注入系） 第47条（可燃性ガス濃度制御系）	・系統の機能確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	・論理回路機能の確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第39条（非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉））、 第39条の2（非常用炉心冷却系その1（5号炉））、 第41条（原子炉隔離冷却系（3号炉及び4号炉））、 第43条（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁）、 第50条（原子炉建屋原子炉室給排気隔離弁）、 第51条（非常用ガス処理系）、 第56条（中央制御室非常用循環系）	・模擬信号による動作確認は「プラント管理課長」から「安全・系統管理課長」へ変更

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○放射性液体・気体廃棄物管理に関する業務の移管に伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第87条（放射性液体廃棄物の管理）、 第88条（放射性気体廃棄物の管理）	【第2編】 第42条（放射性液体廃棄物の管理）、 第43条（放射性気体廃棄物の管理）	・「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更
【第1編】 第89条（放出管理用計測器の管理）	【第2編】 第44条（放出管理用計測器の管理）	・放出管理用計測器のうちホットラボの設備管理は「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	【第2編】 第55条（放射線計測器類の管理）	・放射線計測器類のうちホットラボの設備管理は「プラント管理課長」から「廃棄物管理課長」へ変更

○放射線管理のうち、モニタリングポスト等の設備管理の移管に伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	【第2編】 第55条（放射線計測器類の管理）	・モニタリングポスト等一部設備の移管に伴い、「放射線管理課長」から「電気保守課長」へ変更

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○安全・系統管理課長がプラント技術の総括に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	・論理回路機能の確認は「計測課長」または「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第30条（主蒸気逃がし安全弁）	・主蒸気逃がし安全弁機能の確認は「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第39条（非常用炉心冷却系その1（3号炉及び4号炉））、 第39条の2（非常用炉心冷却系その1（5号炉））、 第42条（主蒸気隔離弁）、 第43条（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁）、 第52条（原子炉機器冷却水系及び原子炉機器冷却海水系）、 第53条（高圧炉心スプレイ機器冷却水系及び高圧炉心スプレイ機器冷却海水系（3号炉及び4号炉））、 第59条（非常用ディーゼル発電機その1）	・模擬信号による動作確認は「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第44条（サプレッション・チェンバからドライウエルへの真空破壊弁）	・真空破壊弁の開閉確認は「原子炉課長」から「安全・系統管理課長」へ変更
【第1編】 第62条（直流電源その1）	・直流電源の機能確認は「電気課長」から「安全・系統管理課長」へ変更

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○共通設計課長が高経年化技術評価の総括に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第37条（原子炉冷却材温度及び原子炉冷却材温度変化率）	・「プラント管理課長」から「共通設計課長」へ変更

○保守管理課長が保全の総括に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第21条の2（制御棒の動作確認（5号炉））	・制御棒と制御棒駆動機構の結合確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））	・チャンネル校正（定期事業者検査）は「計測課長」または「電気課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第32条（非常用炉心冷却系及び原子炉隔離冷却系の系統圧力監視）、 第42条（主蒸気隔離弁）、 第43条（原子炉格納容器及び原子炉格納容器隔離弁）	・漏えい等の確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第49条（原子炉建屋原子炉室）	・原子炉建屋原子炉室の負圧確認は「原子炉課長」から「保守管理課長」へ変更
【第1編】 第51条（非常用ガス処理系）、 第56条（中央制御室非常用循環系）	・設備の総合除去効率の確認は「プラント管理課長」から「保守管理課長」へ変更

業務移管に伴う保安活動の行為者の変更

○電気必修課長が電気・計測関係設備の保全の実施（設計調達課長が所管する業務を除く。）並びに保全の結果の確認・評価に関する業務を所管することに伴う変更

対象条文		変更内容
【第1編】 第27条（計測及び制御設備（3号炉及び4号炉））、 第27条の2（計測及び制御設備（5号炉））		<ul style="list-style-type: none"> ・設備所管部署として実施するモニタの校正は「計測課長」または「電気課長」から「電気必修課長」へ変更 ・チャンネル校正は「プラント管理課長」から「電気必修課長」へ変更
【第1編】 第31条（原子炉格納容器内の原子炉冷却材漏えい率）		<ul style="list-style-type: none"> ・装置の点検は「計測課長」から「電気必修課長」へ変更
【第1編】 第89条（放出管理用計測器の管理）	【第2編】 第44条（放出管理用計測器の管理）	<ul style="list-style-type: none"> ・放出管理用計測器(ホットラボの設備を除く)の管理は「プラント管理課長」から「電気必修課長」へ変更

組織名称変更に伴う変更

○組織名称変更に伴う第4条および第5条以外の各条における行為者の名称変更

対象条文	変更内容
【第1編】 第85条（使用済燃料の運搬）	・「プラント運営部長」から「エンジニアリング部長」へ変更
【第1編】 第118条（請負会社従業員への保安教育）	・「定検保安課長」から「施設保安課長」へ変更

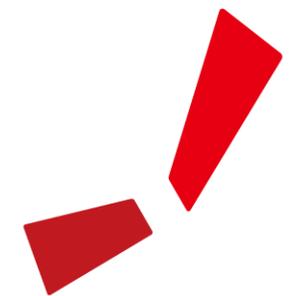
その他の変更

- 第1編第18条、第24条および第33条において、「プラント管理課長」を「運転管理課長」に変更することに伴う
 運転管理課長から発電指令課長への周知事項の追加

対象条文	変更内容
【第1編】 第15条（引継及び通知）	第2項を以下のように修正する 2 運転管理課長は、本規定に定める通知※1を受けた場合は当該通知の内容並びに第18条第1項及び本章第3節各条の第2項の確認を行った場合はその結果を発電指令課長に周知する。 <u>※1：本章第3節各条の第2項に定める発電指令課長から受けた通知を除く。</u>

- 記載の適正化

対象条文	変更内容
【第1編】 第5条（保安に関する職務）	・「所掌業務」を「業務分掌」に修正
【第1編】 第100条（放射線計測器類の管理）	・1号炉及び2号炉の放射線計測器類と共用で確保するエリア放射線モニタの設置個所および台数を明確化



中部電力